

保育士養成課程における保育実習の履修科目等の改正について

1 保育実習の履修科目、単位数の改正

(改正前)

実習種別	履修方法	
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数
保育実習 (必修科目)	5単位	20日
保育実習 (選択必修科目)	2単位	10日
保育実習 (選択必修科目)	2単位	10日

* 選択必修科目(保育実習、保育実習)のうち、2単位以上を選択。

(改正後)

実習種別	履修方法	
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数
保育実習 (必修科目)	4単位	20日
保育実習指導 (必修科目)	2単位	
保育実習 (選択必修科目)	2単位	10日
保育実習指導 (選択必修科目)	1単位	
保育実習 (選択必修科目)	2単位	10日
保育実習指導 (選択必修科目)	1単位	

* 選択必修科目(保育実習・保育実習指導、保育実習・保育実習指導)のうち、3単位以上を選択。

2 実習施設の改正

(改正前)

保育実習：保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、児童相談所一時保護施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

* 保育実習(必修科目)5単位は、実習に関する事前及び事後指導1単位、保育所における実習2単位、上記の施設のうち保育所以外の施設2単位。

保育実習：保育所

保育実習：児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く)

(改正後)下線部は変更箇所

保育実習：保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(変更)知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(通所を追加)

(追加)知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、知的障害者小規模通所授産施設、自閉症児施設、肢体不自由児療護施設

* 保育実習(必修科目)4単位は、保育所における実習2単位、上記の施設のうち保育所以外の施設2単位。

保育実習：(変更なし)

保育実習：(変更なし)